

高額療養費制度（自己負担限度額）の見直しについて

令和8年8月診療分から厚生労働省による高額療養費制度の見直しに伴い自己負担限度額が変更されます。

令和8年8月からの区分を適用するには、マイナ保険証を1階マイナ保険証専用コーナーにある顔認証付カードリーダーに通していただく必要があります。

（令和8年8月から有効の紙の限度額認定証をお持ちの方は1階①番窓口でご提示ください。）

※この変更は国の制度改正によるものであり、当院独自の変更ではありません。

所得区分（年収）		自己負担限度額	
70歳未満	70歳以上	令和8年7月31日まで	令和8年8月1日から
区分ア （約1,160万円以上）	現役並所得者Ⅲ （約1,160万円以上）	252,600円 + （医療費－842,000円）×1%	270,300円 + （医療費－901,000円）×1%
区分イ （約770万円～1,160万円）	現役並所得者Ⅱ （約770万円～1,160万円）	167,400円 + （医療費－558,000円）×1%	179,100円 + （医療費－597,000円）×1%
区分ウ （約370万円～770万円）	現役並所得者Ⅰ （約370万円～770万円）	80,100円 + （医療費－267,000円）×1%	85,800円 + （医療費－286,000円）×1%
区分エ （約370万円以下）	一般 （約156万円～370万円以下）	57,600円	61,500円
区分オ（住民税非課税）	-	35,400円	36,900円
-	低所得者Ⅱ（住民税非課税）	24,600円	25,700円
-	低所得者Ⅰ（住民税非課税/所得が一定以下）	15,000円	15,700円

